

新 BIS 規制案について

1. 経緯と日程

- ・ 1988年 現行 BIS 規制公表
- ・ 1998年 バーゼル委員会が BIS 規制見直し作業を開始
- ・ 2003年4月 第3次案公表
- ・ 2004年6月26日 新 BIS 規制案公表

2. 新規制案のポイント

新規制における自己資本比率の計算式	
自己資本（現行のまま）	8%（国際基準）
<u>信用リスク + 市場リスク（現行のまま） + オペレーショナル・リスク</u>	現行のまま

(1) 国際基準の最低比率8%は変更せず。

(2) 分母の計算にリスクをより正確に反映

中小企業向け・個人向け貸出については、小口分散によるリスク軽減効果を考慮して、所要自己資本額を軽減（表1）。

不良債権は引当率に応じ所要自己資本額を加減（表2）。

事務事故や不正行為等により損失を被るリスク（オペレーショナル・リスク）についても自己資本を求める。

ポートフォリオの組替え（例：個人・中小企業向け融資へのシフト等）により自己資本比率を上げることが可能。

(3) 所要自己資本の水準は現行規制と概ね同じ

世界全体で見て、上記（2）の増減が概ね見合うように調整。

(4) 自己管理と市場規律を重視

銀行の内部管理手法を規制上も活用。銀行自身による自己資本戦略の策定や開示の充実を重視。

(5) 適用時期

2006年末（以降）

新規制の適用開始

（先進的手法は2007年末から）

(表1) 中小企業向け・個人向け融資は所要自己資本額を軽減

(例) 企業向け債権額 = 100とした場合の**所要自己資本額**

与信先	現行規制	新規制案	
		標準的手法	内部格付手法(注2)
大企業	8	8 (注1)	7.8
中堅企業	8	8 (注1)	7
中小企業	8	6	4.2
個人向け	8	6	4.2
住宅ローン	4	2.8	2.7

(注1) 標準的手法では、借り手の格付に応じて所要自己資本を調整する手法も選択可。

(注2) 内部格付手法とは、銀行が内部管理のために行っている格付を利用して借り手の信用リスクを評価する方法。表1はデフォルト確率1%のケースを例示。

(表2) 引当率の低い不良債権は加重、引当率の高い不良債権は軽減

(例) 企業向け不良債権額を100とした場合の**所要自己資本額**

内部格付手法 (基礎的アプローチ)

(要管理先以下債権)

引当率		0%	20%	35%	45%
所要自己資本額	無担保融資	45	25	10	0
	不動産担保付	35 ~ 45	15 ~ 25	0 ~ 10	0

標準的手法

(90日超延滞債権)

引当率	0%	20%	50%
所要自己資本額	12	6.4	2

(参考) 現行

引当率	0%	20%	50%
所要自己資本額	8	6.4	4